

随意契約理由書

件名	令和7年度 海岸線 車両検査装置・試験器類保守検修	
契約の相手方	株式会社 日立製作所 神戸支店	
根拠法令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項2号に該当	
随意契約の理由 海岸線車両に搭載されている各装置は製造メーカー独自の技術で設計・製作されている。その装置は法に従って検査する事が求められるが検査をするための装置は製造メーカーの独自の技術を熟知していないと製作・保守できない。以上により製造メーカーである上記業者にしか検査装置・試験器類の保守検修はできない。		
担当部署 (問合せ先)	交通局 高速鉄道部 地下鉄車両課 御崎検修係 (電話番号 078-652-7340)	